

# 象徴天皇制の〈錢金〉問題

## 天野恵一

### 一、「即位の礼・大嘗祭」違憲訴訟

一九九〇年「即位の礼・大嘗祭」違憲訴訟が大阪で始まつた（提訴は九月）。

この年の一月十八日には長崎市の天皇に戦争責任はあるという、あたりまえの事実を主張していた本島市長が右翼団体の「正氣塾」の幹部に銃撃され重症を負い、四月二十二日には大嘗祭に反対の声明を出していたフェリス女学院大学長の自宅に銃弾が撃ち込まれたりと、天皇主義右翼の暴力活動が、新天皇の「即位」へ向けて活発になってきた渦中での訴訟準備であつた。

請求の内容は、一九九〇年一月十九日「即位の礼委員会」（委員長・海部首相）および「大礼委員会」（委員長・藤森宮内庁長官）で決定した、即位の礼・大嘗祭諸儀式・行事のうち、祝賀御列の儀、饗宴の儀、園遊会、内閣総理大臣主催晩餐会、一般参賀・大饗の儀、茶会を

除く一切の儀式・行事の国費の支払い差止と、それを国費で執行することは違憲であると確認することの二点である。

万世一系の現人神天皇の即位と統治を宣明する皇室神道行事（宗教儀式）であると明白に認定できるものにしほって、それを「国事行為」あるいは「公的性格を有する皇室行事」として国費を支出することが、日本国憲法の根本原理である国民主催原理と政教分離原則に違反していることを根拠に争つたのである。

「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」（憲法二十条三項）との宣言、宗教上の組織若しくは団体の使用・便益若しくは維持のため「公金その他の公の財産」の支出をしてはならない（八十九条）との規定に、政府の総額八十一億の国費を準備しての「即位の礼・大嘗祭」の実施が違反する行為であることは、あまりに明白であった。にもかかわらず、

キチンとした批判の声は、マス・メディアによつても、ほとんど無視され続けていた。そして、右翼の暴力の突出である。

天皇を絶対的に神聖なものと、民衆に実感させるための違憲（非合法）な国家儀礼を、政府が公然とマスコミのバックアップを受けつつ、大々的に作り出すことに、大きな抗議の声をあげよう。納税者としての権利に基づく慰謝料の支払いを求める（民事）訴訟というスタイルでつくられたこの裁判への原告の人々の思いには、そういう熱いものがあった。

この訴訟を中心で担つた加島宏弁護士は、自分が訴状原案と委任状用紙を大量に印刷して持参し、多くの参加者の賛意の下に、原告を募ることを決めた集まりについてふれた後に、こう語っている。

「たまたま取材に来ていた毎日新聞の記者が、この集会の決定を、当時の世相からするとまことに大胆にも、私の顔写真・事務所の住所、電話番号とともに翌三十日の朝刊一面トップで報道した。他の新聞、テレビもこれを行いかけた。即位の礼・大嘗祭違憲訴訟が大阪で計画されているとの報道は、日本中に大きな反響を呼び、その日のうちに全国の市民と、右翼に知れ渡った。

私の事務所には新聞を読んだ全国の市民から、訴状と

委任状が欲しいという電話と手紙がひっきりなしに飛び込んできた。発送した訴状と委任状は、それを受け取った市民の手で大量にコピーされ、仲間の間に広められた。このようにして、八月初めから本格的に始まつた原告募集に対する反応は見事で、みるみるうちに委任状が集まり始めた。

一方で歓迎される電話が頻繁にかかってきた。由緒ある右翼のメンバーを名乗る人物からは繰り返し、「先生に是非ともお目にかかりたい」との丁重な申し入れがあつた。事務所の前にはいつの頃からか右翼か暴力団が看板だけの事務所を置いていた」。

「この第一次訴訟の原告数は九八七名、代理人弁護士数一〇五名であった。

その後、十月三十日に原告五二六名で第二次訴訟を提起、十一月二十一日はさらに原告一四七名で第三次訴訟の提訴をなし遂げ、結局原告数は最終的に一六六〇名に達した。弁護団の人数も約二〇〇名に増えた。

これまで何かの機会に知己を得た弁護士が多数弁護団に加わってくれ、私に大きな勇気を与えてくれた。ある弁護士は後に当時の情勢を振り返り、『お前一人に的を絞らせる説にはいかなかつた』と述懐した。確かにこの頃、私は何度も大真面目で『お前は自分のしていること

を悔いてないか？今死んでも、いい人生だったと満足で生きるか？」と自問自答し、すなおに『イエス』と言い切ることに安心して眠りについたものである。〔注1〕

この原告の一人に、私も名をつらねた。そして、私は第一審で意見陳述をする機会が与えられたのである。東京にいる私とは、あまりこまかい打ち合わせもなかつたので、おそらく反天皇制運動に持続的に取り組んでいた私に、弁護団が期待したものとは、かなりズレた主張であることを自覚しながら、勝手な陳述をさせてもらつた。

『天皇制に挑んだ一七〇〇人』という訴訟記録に資料として収められているので、ここで紹介したい。

私がこの訴訟の原告になった大きな理由は、とにかくあの一年に及んだ「即位の礼・大嘗祭」はあまりにも巨額な税金のムダ使いである。いや憲法でそういうことに税金を使つてはいけないと禁止されていること、そのものであると考へざるをえないからです。

この「即位の礼・大嘗祭」関連予算は八一億一八〇〇万円であり、これには警備関連の入件費が含まれておらず、それを加えると、優に一二〇億円以上の公金(税金)

こまかくは、儀式が終われば取り壊し燃やしてしまって「大嘗宮」なるものの建築だけで一四億円、「即位の礼」の衣裳代に四億円……といった具合です。  
いったい、「主催者」であるはずの私たちの税金が、天皇と天照大神との親密な関係をくり返し国民に示すだけのこんな儀式のために、なんであれだけ使われなければならないのでしょうか。

天皇が「現人神」然として「国民」とはかけ離れた地位にあることを演出する一連の儀式の一つ一つが、天皇神道の理念によってどのようにこまかく意味づけられたものであるのかは、よく知りませんし、私たちにとってはどうでもよい事です。ただ、問題は、天皇は天照大神の子孫であり、神々と交わることのできる存在だという宗教思想に基づく儀式を公的にやつた事です。

「豊かな日本」とかよく語られますぐ、東京で暮らしている私の生活実感は、「豊かさ」などとは、まったく無縁です。収入の半分以上が部屋代で消えてしまうような、高い家賃にヒイヒイいながら、汗だくなつて働くのも、恥ずかしい話ですが「国民年金保険」の支払いすら、滞るようなあります。

同じ東京の中心部に、あんなに広い空間の居住地と邸宅、そして全国各地の別荘を自由に使つていい、特権

的身分の天皇家。彼らの「代替り」の儀式に一二〇億円以上の税金が使われた。

普通に生活している私たち庶民の日常感覚からすれば、信じられない金額です。

いったい、どうして私たちの税金のこんなムダ使いが許されるのでしょうか。なんで私たちの支払った税金が、こんなことに、あんなに使われてよいのでしょうか。

私たちだけでなく多くの人が当然いだくであろうこうした疑問や批判の声は、マスコミによつてもほとんど無視されています。マスコミは政府の操作に乗つて、基本的に政府の演出する式典をバックアップし、それが重大な意味を持つ儀式であるというムードづくりにこれつとめ続けました。皇室の「人間」や皇室の「国家儀式」は尊いものであり、それに巨額の税金が使われるのは、それが憲法では禁止されている宗教儀式であろうがかまわない、あたりまえであるというのが政府の姿勢であり、これを受けたマスコミの論理でした。

しかし、私にはどうしてもそれがあたりまえの事とは考えることができません。

日本の民衆に天皇への忠誠と服従への心の姿勢を作り出す一連の皇室神道の儀式が「主権者」であるはずの私たちに、私たちの税金をメチャクチャに乱費して押し付

けられる。こんなことが、どうしてあたりまえのことといえるのでしょうか。

私たちは、私たち自身の金銭で、私たちの思想良心の自由や、宗教の自由、それらの表現の自由を抑圧され、侵害されたのです。

それに、あのまつたくデタラメで非合法な警備です。いたるところでの検閲の強制、全国からかき集められた信じられない数の警察官が、私たちの日常の生活領域にドカドカと入つて来て、あれこれと指示し、私たちのプライバシーを平然と蹂躪したのです。

皇室警備のためなら、「主権者」であるはずの私たち庶民の基本的人権などどうでもいいといった警察官の態度は、この一連の儀式の警備によって、より日常化しました。もちろんこうした警備の費用も、私たちの税金でまかなわれているわけです。

私は、こうした事態が決してあたりまえであるとはどうしても思えません。

貧乏人からふんだくつた税金を集めては、私たち貧乏人を抑圧する大仰な儀式を政府が組織したことに怒りを感じます。こんな儀式を伴う即位礼に祝意を表明することが当然であるとした政府の姿勢、全国の学校に日の丸の旗を揚げることを指示した文部省の態度は、まさに天

皇神聖観の押し付けに外なりません。そのような政府のやり方に乗ってしまって、「万歳」の声をあげることがあたりまえであり、「国民の義務」でもあるような報道を流し続けたマスコミの「即位奉祝」の態度も、もちろん許せません。

私は、以上のような本質と実態の儀式に、私たちの貴重な税金が使われたことにはつきりと抗議と批判の声をあげるのが「主権者」としての義務ではないかと考え、原告に加わったのです。

私たちが問題にしていることは、単なる政策に係わることではありません。憲法がはつきりと、こんなことは国費を使ってはいけない、国は係わってはいけないと禁止している、その禁止を国が白昼堂々と破つたという、法律的な課題です。法律的な紛争を裁けるのは裁判所しかありません。人権にかかるなどを、投票箱にお願いせよというような、冷たい判決だけは欲しくありません。私は、この裁判所が、私たち原告らの訴えに真剣に耳を傾けられ、事の是非を司法の立場から明確にされると信じています。

一九九一年三月十三日

思うが、わたしは、法廷でこのように主張したのである。自分で読みなおして、苦笑してしまう。まるで「貧乏人の代表」である。まあ貧乏は事実だから、いたしかたない。

しかし、私が、法廷で、あえて「貧乏人の代表」を引き受け、「錢金」の問題を論議の中心にすえて陳述したのは、単に貧乏人であるから、という理由だけではなかった(つもりである)。

天皇の軍隊の侵略戦争の歴史、植民地支配の歴史、皇室神道、そうしたものへの歴史的体験をふまえたキチンとした批判は、他の適任の陳述者(原告)がいたということもあつたが、私は「錢金」の問題という視点に、こだわるべきだと強く考えていたのだ。

一九九二年一月二十四日に言い渡された一審判決は、却下・却下・棄却。被告とまったく争うことをしなかつた国の立場を全面的に防衛する内容であった。

差止請求は「行為の未了」が要件だから、すでに終わっているから却下。「単に国民としての地位や納税者の地位に基づいて」の提訴は「制度として認められていない」から違憲確認請求についても却下。損害賠償請求についての棄却理由は、こうだ。

後に法律専門家(弁護士)の手も入っている文章だと

民を代表して三権の長らが右式典に出席・参加したことを持って、これに反対する原告ら国民も自らの意志にして参加を強いられたとするのは論理の飛躍であるばかりでなく、右国費も国会の議決を経た上で支出使用されているのであり、仮に、そのことにより、原告らが、自己の意に反して本件諸儀式・行事が国事行為ないし公的性格を有する儀式・行事として執行するのに加担させられ、本件諸儀式・行事にそのような意味づけがされるとを承認したことになると考へたとしても、また主権者たる国民が、そのことにより従属的、臣下的地位を強制され、人格的尊厳を傷つけられたと考へたとしても、それは自己の意見や見解と相反することに国費が支出されたり、国事行為や公的な皇室行事が行われたことに対する憤怒の情や不快感、焦燥感、挫折感、屈辱感といったものであって、少なくともこれらをもって、損害賠償により法的保護を与えるなければならない利益に当たるとすることはできない」（傍点引用者）。

「大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明確であり、これを公的な皇室行事として宮廷費をもって執行したことは、……目的効果基準に照らしても、少なくとも国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかとの疑義は一概に否定できない」。

「即位の礼」についても、儀式の具体的内容が、「国民を主権者とする現憲法の趣旨に相応しくないと思われる点がなお存在することも否定できない」という主張。

「奉祝要請」については、こうである。

「天皇の即位を祝うかどうか、これに祝意を表すかどうかは個人の思想、表現の自由に属する事柄であって、個人が祝意を表することを国家が事実上にしる強制すれば、私人の思想、表現の自由の侵害になるし、とりわけ我が国においては天皇や天皇制度に対する国民の思いは様々なものがあるから、例え『要望』との表現であつても、国家がこの要請をすることには慎重でなければならぬ」と解せられるが、本件における右奉祝要請が、天皇の即位に対する祝意を表することを控訴人らに事実上強制したものとまで評価できないから、控訴人らの思想、表現の自由の侵害に当るとまではいえない」（傍点引用者）。

一九九五年三月の高裁判決は、結論は第一審と同じであつたが、内容は、はるかにまともな主張がつめこまれていた。

原告・弁護団側の、最高裁までいってもこれ以上の内容が出されることはあるまいとの予測、国家支出が違憲であるという内容が示されているのだから「実質勝訴」との判断もあり、上告はしなかった。

私たちの「錢金」をめぐる〈憤怒の情〉や〈不快感〉〈屈辱感〉は、高々、そうしたもの（第一審判決）などではなく、正当なる根拠があると判断されたわけである。

## 二、「献上品」と「天皇イベント」

一九七五年に出版された単行本に收められている「錢金の面」（注2）という論文で、中野重治が、天皇の生活はどうなっているのか、その生活を支える金は、誰がどうやってつくり出しているのかという点が日常の問題にならぬのは何故かと問い合わせた。

私は以前に、この中野の、福井県越前のうまい蟹が、天皇に「献上」されているが、特上をゆで、スピー・ディーに届けるための全費用は県持ちという問題、「伊勢」の「遷宮」に五十億円（一九四八年）という発表があつた問題などにふれつつ、「単純、率直に錢金の問題」からして天皇の存在は「巨大な浪費」ではないかとのこの論

文の主張を引いて、「皇室財産についてキチンと考えよう」という論文を書いたことがある。

私は、中野の、その批判に強く共感したのである。あらためて、その問題を、ここで論じなおしたい。

中野は越前の人間として蟹の「献上」の問題についてふれたが、「即位の礼・大嘗祭」において、この「献上」が全国的に同じ時期におこなわれ、（おそらく、はじめて）具体的な抗議にさらされたのである。

「天皇代替りに関する栃木県連絡会」の活動記録を、ここで紹介しよう。

一九九〇年三月八日、宮内庁は各都道府県に「庭積の机代物に関する推薦について（依頼）」という要請文を出した。

「本年秋に行われる予定の大嘗祭の庭積の机代物として、貴管下において、精米・精粟及び特産の農林水産物（以下『特産物』という。）の供納を希望するものがあれば、これを受納することにしております。

この精米・精粟については農業団体の斡旋により個人から、また、特産品については農業団体、林業団体又は水産団体（以下『関係団体』という。）から供納を受け予定であります。

つきましては、精米・精粟の供納について貴管下の農

業団体に斡旋を依頼いたしたいので、適切な農業団体の名称について、三月二〇日までにお知らせくださるよう、また、特産品については、貴県の特産品の品目（五品目以内）を三月三一日までに推薦くださるよう併せてお願ひいたします。

なお、本年の新嘗祭は行われませんので、念のためお知らせします。

（備考）……」

毎年くりかえされている「新嘗祭」に、各地から「献上品」が送られているわけだ。今年はそれに代わって「代替り」の大嘗祭が大々的に準備されているから、よろしく、という内容だ。

「庭積の机代物」（にわづみのつくえのしろもの）とは、「大嘗宮の儀」という儀式、それは太嘗宮の前に全国各地の特産品を並べるのだが、その「特産品」をさすらしい。自分たち（皇族）の支配を確認するための貢ぎ物という性格を持つものである。このセレモニーに自治体が協力するのだ。

「天皇代替りに関する栃木連絡会」は、これに対しても『大嘗祭』への献上品に関する質問と要請』（一九九〇年八月二七日）を発した。それは法的根拠がないばかりか、政教分離・国民主権の憲法の原理を踏みにじる「祝い」のための「献上品」についての回答は、「益子焼一個 寸法 径二・二×高二七・〇cm 価格三〇〇、〇〇〇円」である（こちらの「お祝い」の物品については、国会の議決に基づく内閣の基準が示され

上」をやめよと主張しつつ、「一、『宮内庁要請』に対して栃木県はどのような対応をとったのか。二、宮内庁の要請どおりの対応をとった場合、その法的な根拠はどこにあるのか。三、宮内庁の要請どおり対応をとった場合、それに関して要した経費、対応の具体的な資料を公表せよ。」という要請であった。

栃木県側の回答（一九九〇年九月一〇日）は以下の通り。

「一、について 栃木県農業協同組合中央会をおしえた。本県の特産品として、かんびょう、いちご、しいたけ、梨、大豆、麦をおしえた。二、について 照会文書に対し回答しました。三、について 要した費用はありません。」

この栃木県農蚕課の回答は、自分たちがなにも法的根拠のない違法な出費をしている事実を隠すこと目的とした、いいかげんな回答であることは明らかである。

「即位の礼」の「お祝い品」の贈与に関する、同様なやりとりが「実行委」と県との間にあつた。

「祝い」のための「献上品」についての回答は、「益子焼一個 寸法 径二・二×高二七・〇cm 価格三〇〇、〇〇〇円」である（こちらの「お祝い」の物品については、国会の議決に基づく内閣の基準が示され

た。〈注4〉

全国各地の自治体は、住民の税金を使って、大部分が法的根拠があいまいな「献上」を、住民にはよく見えないところで、何故やり続けているのか。いや仮にそれが「合法」であっても、おかしいではないか。単純、率直に〈錢金〉の使いかたが不当。「浪費」もいいところではないか。

「即位の礼・大嘗祭」は、こうした日常的にはよく見ない全国的な「浪費」のシステムの存在を、かなり可視化する舞台ともなったのである（それは、もちろん、住民の反対運動があって、はじめてそういうものではあるが）。

さて、日常的な天皇イベントの方に目を向けてみよう。天皇（夫妻）が毎年全国各地を訪問する天皇イベントは三つある。「国民体育大会」「全国植樹祭」、そして「豊かな海づくり大会」である。

この三つの巨大な経費をかける天皇イベントは、ほぼ毎年各地で抗議行動に迎えられている。

次に、「大会」への抗議運動をステップに、経費の支出について、住民監査請求を要求し、後に住民訴訟を起こした人々の活動を紹介しよう。

一九九二年一一月八日の千葉県勝浦市守谷海岸で開か

れた「第二回全国豊かな海づくり大会」に対して、千葉県の住民四一人によって住民監査請求がなされた。

そのメンバーの一人「豊かな海づくりを考える会」の大島孝一は、こう論じている。

「当初の目的は、天皇および皇后が来賓として参加する行事に対して、五億二五〇〇万円も千葉県が支出するのは不明瞭ということで、監査請求をすることであった。ところが、千葉県公文書館は、この金額が『豊かな海づくり大会』のために支出したこととは認めながら、千葉県から、補助金を支給した相手の『第十二回全国豊かな海づくり大会実行委員会』（実行委員長沼田武千葉県知事）と称する任意団体の経理状況を明らかにする文章は、千葉県の公文書としては存在しないという理由のもとに事実を明らかにせず、われわれの監査請求の意図は阻まれることとなつた。

さて、千葉県当局者と交渉しているうちに意外なことが明らかになつた。天皇および皇后が『稚魚放流』といふ行事を行うために、仮設桟橋を建設ならびに撤去するための経費九三〇〇万円が、直接千葉県から支出されているのである。われわれはこの点を切り口として、千葉県知事は九三〇〇万円を千葉県に返還すべきであるとして、住民監査請求をした。

千葉県監査委員は、型通り請求人の意見陳述を求め、

このとき、四一人の請求人のうち、およそ一〇人がそれぞれの意見を文書で提出、監査委員の前で朗読した。しかし、監査委員は、「豊かな海づくり大会」の経費の支出は適法に行われたとして、私たちの請求を退けた」。

これを前提して住民訴訟の提訴がなされることになるわけである（一九九三年一月）。

大島は訴訟について、こう述べている。

「法廷の訴訟の駆け引きとか、反対尋問の手法など、弁護士によらない、『本人訴訟』は、そもそも限界があるものである。すでに、満四年を経過しようとしている

この訴訟で、私たちは多くの壁に直面した。特に合計六億を超える県の公費の使途を明らかにすることはできないうような会計処理について、私たちはその不明朗さを指摘してきた。しかも、そのことが天皇にまつわる行事である限り、許されるとする一般的な風潮について、原告の多くが問題と感じ訴訟に参加したはずである」。〈注5〉

どうして、「天皇にまつる行事」に関しては、こんな信じられない浪費を、国家と自治体がくんで、当然のように行い、それで当たり前という一般的ムードがあるのか。こうした〈愤怒の情〉が、この裁判をも支えている

のである。

錢金の浪費のすさまじさ。このことにこだわることで、天皇制というのは、なんであるのかということが、具体的に見えてくるのではないか。

全ての天皇行事、天皇の動きに、この巨大な浪費は、ついてまわっているのだ。この〈動く浪費〉の生活資金は、どのような予算のシステムでわたされているのか、この点も、あらためて検討しよう。

### 三、「皇室予算」の現状

皇室経済法第三条は、「予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宫廷費及び皇族費とする」と規定している。

この三つの「費」については第四条～六条に規定がある。第四条にはこうある。「内廷費は、天皇並びに皇后、太皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃及び内廷あるその他の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるものとし、別に法律で定める低額を、毎年支出するものとする」

「②内廷費として支出されたものは、御手元金となるものとして、宮内庁の經理に属する公金としない」

「内廷費」とは「私的」なお金とされ、所得税の対象とはならない。毎年蓄積されており、剰余金は株や債権に投資されている。

宮廷費については第五条にこうある。

「宮廷費は、内廷諸費以外の宮廷諸費に充てるものとし、宮内庁で、これを経理する」。

宮内庁が経理する「公金」というわけだ。皇族費についての第六条は、こうである。

「皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額による毎年支出するための及び皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの並びに皇族にあつた者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出するものとする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基づいて、これを算出する」。

内廷皇族以外のための費用である。

さて、この内廷費・宮廷費・皇族費は、実際のところ、どれくらいの予算なのであろう。ここ三年を見てみよう。

一九九五年度の内廷費は二億九千九百万円。宮廷費は五十二億四千六十六万円。皇族費は二億九千四十六万円。

一九九六年度の内廷費は三億二千四百万円。宮廷費は

五七億五千五十二万円。皇族費は三億六百五十三万円。一九九七年度の内廷費は三億二千四百万円。宮廷費は六十億九千四百六十一万円。皇族費は三億六百五十三万円。

皇室を支える宮内庁の、事務員や職員の人事費など、宮内庁費のここ三年は以下の通りである。

一九九五年度は百十億九千六百四十五万円。一九九六年度は百十一億六千七百八十九万円。一九九七年度は百十六億三千九百八十万円。

皇居や東宮御所や各地の御用邸などについては、国所有で税金はかかるないが、天皇一族が自分たちだけで自由に使えるということになっている。

また、皇室のための「皇宮警察本部」があり、これは別会計。そして天皇・皇族が動くたびに各地の警備の警察が大量動員され、自衛隊までが活用されることもあり、すでにふれたような地方自治体などが、天皇イベントにむけて、特別の予算処理をする。そして「献上」品の山がつくられ続けている。

いったい、使われている税金は、いくらになるのか(皇族の「お手元金」でポケット・マネーすなわち私費であるとされている内廷費であっても、国家が予算をくんで税金から支払うのだから、「公金」であることには本当

は変わりはないのだ）。

これだけの「公金」の浪費が、なぜなにも問題のないことのように毎年見逃されているのであろう。

このことに疑問を持つ方があたりまえではないのか。この事実に、〈憤怒の情〉や〈不快感〉をいだくのは、すこぶるあたりまえのことではないのか。

内廷費の内訳を公開せよという国会での野党議員の要求に対して、政府は「お手元金」は私費で、「プライバシーが損なわれる」とパーセントだけしか答えようとしている。積算の基礎が明示されていないのである。

こうした保守政権の歴史的態度にも〈憤怒の情〉がわいて当然ではないのか。

この点については、憲法学者笛川紀勝の以下のような批判を紹介しよう。

「私的であるといいつつ公的な費用が出ているが、生活保護の受給者の保護費の内訳は明らかになっている。人間皆平等であるから、公費が内廷費として出ている限り、中身を明らかにすべきである。プライバシーを持ち出すのはおかしい」。（注6）

費用を出すことをやめさせられないのなら、「主権者」としてせめてこれくらいを要求するのは、あたりまえのことではないのか。

私たちの払った税金で、私たちの人権を様々に抑圧してきた特權的（世襲）の身分制度である天皇制を支える。こうした倒錯は、正されなければならないはずである。天皇制（国家）をめぐっては、実に不思議な情景が歴史的に産み出されてきている。

天皇ら支配者によって侵略戦争に動員された庶民。その戦争で友人が家族が死傷し、空襲で焼け野原に放り出され、原爆まで投下された日本の庶民。この庶民が、敗戦を天皇にわびる、そして不幸をもたらした元凶を大歓迎するという倒錯した情景は、敗戦直後の皇居前広場でヒロヒト天皇巡幸の地方で、大量につくりだされた。

私は、かつて、この問題について以下のとく論じた。

「『地方巡幸』について、天皇主義者たちはこう論じている。「陛下をお迎えした国民の感激は大変なものだった。当時、各県がまとめた行幸記念誌から、二、三感想をひろうと——『陛下は車内から帽子をおふりになり、にこにことめがねの中からほほえみになりました。私はその時、町にも村にも平和な気分があふれ美しいよい国だと、なんともいいようのない感激の一瞬でした』（兵庫県 片岡璋美 小六年）／『今後開拓者として、私を捨て一致協力国家再建のためにい身いたしますことをお誓い申し上げる次第であります』（熊本県 末原

保之 四十二歳)／『平和な日本そして世界の人の為に

いる。

なる日本、その日本を一日も早く築きあげて陛下の大御心に報いなければならないと自分の心に緊く緊く誓いました』(茨城県 小林芳枝 六年)／当時の新聞は『寝たきりの老婆が立ち上がった』『窃盗犯が陛下の姿に、自らを悔いて自首した』というものから、巡幸阻止をもうろんでいた共産党員が『赤旗』をほうって、変わりに『日の丸』を振る光景が各地で見られたなど、国民の感激の深さを伝えている。／そして、その結果、和歌山のある工場ではそれまでの製品の合格率が四七%から九三%にまではねあがつた。名古屋鉄道局の浜松工機部では工場の能率や従業員の出勤率が急上昇した』(『天皇御巡幸』一九八五年、世界日報社)。

こういった報告を、すべてためにするものとして処理するわけにはいかない。

事実、各地で天皇は大変な歓迎を受けたのである。それはもちろん、天皇がゆく地の地方新聞を中心とした、大量かつ巧妙な天皇贊美のプロパガンダによってその地域を皇室情報づけにするといった、現在もより精力的に持続されている情報操作を伴うものではあった。しかし、歓迎の声はそれにしても圧倒的なものであつたようだ。

加納実紀代は、こうした民衆の意識をこう鋭く抉つて

『人間天皇』のお披露目とあって、現在の様な物々しい警護もなく、目的地の手前で車を降り徒步で行くことも多かったのに、民衆のあいだからは怨嗟の声一つ上がり、石ころ一つ投げられず——それどころか、しばしば万歳を叫んで押し寄せる群衆にもみくちゃになつている。まるで熱狂的ファンに囲まれた大スターの趣である。——天皇自身も、最初は内心ビクビクものであったろうに、四六年秋あたりからは、自分の人気にすっかり自信を付け、「今日は崩れてとても楽しかった」などと、歓迎の列がくづれてもみくちゃになるのを喜んでいる。愛する肉親を死なせ、家を失い、あれほど戦火に痛めつけられたにもかかわらず、いや痛めつけられたからこそ、民衆は母の慰撫の手をまつ幼児のごとく、「御祖」天皇を喜び迎えたのであろう。／「戦争中はご苦労であった」「食糧はたりているか?」「家族は無事だったか?」こうした天皇の「御下問」に、片足を失つた復員兵士も一人息子を失つた老婆も母子寮で暮らす戦争未亡人も、ただ感涙にむせんでいる。

『天皇陛下に申し訳ない——これは将軍連中だけでなく、敗戦直後、一般民衆のなかにもあつた。敗戦の「玉音」放送に「天皇様おかわいそうに」と身をもんで泣く

女たち、皇居の玉砂利にひれ伏して、力足らずに鬪い破れたことを天皇に詫びる男女も多かったのである。／天皇巡幸は、そうした民衆に対する「許し」の旅でもあった。天皇さまに拝謁を許されたからには、彼らの戦争責任（敗戦責任）は、消滅したのである。天皇の戦争責任免罪のための巡幸は、民衆にも免罪符を与えたといえる。後は、一切の戦争責任は丁度進行中の東京裁判法廷に立つ軍人、重臣たちにまかせればよい。天皇と民衆は、ともに被害者として手をとり合い慰め合い——。この「無責任」の君民一体！／「民衆意識における天皇制・國家」「講座 現代と変革」第二巻所収、新地平社）』（注7）

こうした倒錯と「無責任の君民一体」。これの持続と、日本の民衆の多くが皇室の存在による巨大な浪費に疑問をもたないばかりか、どこかそうであることが当然のことと感じてしまっている倒錯とは通底しているものがあるはずだ。

いま、「日本長期信用銀行」への公的資金（六千億円ともいわれている）の投入などに象徴される、バブル期に金を流し続けた結果の破産銀行への政府・日銀の湯水のごとき税金の投入については、「そんなことに血税を使う気か！」という声が、マスコミにも氾濫し出している。

るのだ（なぜか、こういう時だけ「血税」である）。「金融パニック」で税金のメチャクチャな使いぶりが全面的に露呈しだしているのである。

長銀については九億円もの退職金を取って、すでにやめている元会長杉浦敏介らへの非難（自主返還要求など）の声も高まっている。

政府・日銀とつるんだ金融のボスたちの、あまりにあくどい手口に怒りを持つのはあたりまえであろう。

しかし、こういう憤怒は、皇室（制度）へも向けられるべきなのではないのか。

歴史的に、これだけの浪費をしてきて、さらにし続けようとしている皇室制度。大量の失業がうみだされ、民営化の名の下に福祉制度を崩壊させる政策が押し進められている今、民衆への福祉を切り捨てず、皇室制という巨大な浪費のシステムをなんとかすべきではないかという政治主張が、より積極的に語られるべきではないのか。とにかく、単純、率直に「錢金」の問題にこだわって、象徴天皇制について考えていくこと。そのことを通じて、歴史的な倒錯を正していくこと。それについては、すでに紹介したように、少なからぬ運動の試みが多様に蓄積されてきている。

そうした、運動体験をふまえて、更にその視点に執着

そこに収められている。

し続けることが、こうした状況だからこそ今、大切なの  
ではないだろうか。

〈注1〉 加島宏の文章は『天皇制に挑んだ一七〇〇人－

－「即位の礼・大嘗祭」訴訟の記録』（『即・  
大』いけん訴訟団・編著）（一九九五年・緑風出  
版）の「第一章 法廷で天皇制に挑んだ一七〇〇人」  
である。この本には、訴訟やこの判決文なども  
収められている。

〈注2〉 中野重治『錢金の面』『反天皇制論集』（新日  
本文学学会編・一九七五年・亜紀書房）

〈注3〉 私の「天皇財産についてキチンと考えよう」は  
『歴史読本』（一九八八年三月号）に書いたも  
の。雑誌の時のタイトルをサブタイトルにして  
「巨大なる浪費のシステムとしての皇室制度」  
にタイトルを変えて『マスコミじかけの天皇  
制』（一九九〇年・インパクト出版会）に収め  
られている。

〈注4〉 活動の記録集として『『即位の礼・大嘗祭』反  
対運動の記録一九八九・一二（一九九一・二）  
（天皇代替りに関する栃木県連絡会編・一九九  
一年）があり、ここで紹介した文章は、すべて

〈5〉 大島孝「千葉『豊かな海づくり大会』住民訴訟」  
は『裁判の中の天皇制』（靖国・天皇制問題情  
報センター編・一九九七年・緑風出版）に收め  
られている。

〈注6〉 笹川紀勝「天皇経済と国会の議決」（『ジユリ  
スト』一九八九年九三三号・特集「象徴天皇  
制」）。

〈注7〉 私の『情報社会の天皇制——統天皇制イデオロ  
ギー論』（一九八八年・社会評論社）の  
序「情報天皇制論」